

支給対象となる具体例

営業時間短縮要請に協力した飲食店との直接取引がある事業者

飲食店
※茨城県から営業時間短縮要請協力金を受給した飲食店（一時金の対象外）

食品加工・製造事業者

惣菜製造業者、飲料加工事業者、酒造業者 等

器具・備品事業者

食器・調理器具・備品・消耗品（おしぼり等）の販売業者 等

サービス事業者

接客サービス業者、清掃事業者 等

流通関連事業者

卸・仲卸 等

外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に個人向けに対面で販売やサービスを提供する事業者（B to C事業者）

飲食事業者

営業時間短縮要請対象外の飲食事業者 等

宿泊事業者

ホテル、旅館 等

文化・娯楽サービス事業者

遊園地、映画館、カラオケ、麻雀店 等

冠婚葬祭事業者

結婚式場、葬儀場 等

旅行関連事業者

旅行代理店、レンタカー、観光用駐車場等

小売事業者

土産物屋、雑貨屋、アパレルショップ 等

教育・スポーツ関連事業者

学習塾、各種習い事、スポーツジム、スポーツクラブ 等

その他サービス事業者

マッサージ店、エステティックサロン、整体院、接骨院、鍼灸院 等

旅客運送事業者

バス、タクシー、運転代行業 等

イベント関連事業者

イベント企画・運営、司会業、演者 等

理・美容、生活衛生関連事業者

理容室、美容室、ネイルサロン、クリーニング店 等

※上記はあくまで具体例です。記載以外の事業者であっても、要件を満たせば対象となり得ます。

具体的なケース

一時金の支給対象となるのは、売上減少の要因が県の営業時間短縮要請等の影響である場合です。県の営業時間短縮要請等との因果関係が認められない場合は支給対象外となります。

【対象となりうるケース】

- 取引先飲食店が営業時間を短縮したため、納品数が大幅に減少した（おしぼり販売業）
- 外出自粛要請の影響で、5月の連休の予約をキャンセルする旅行者が相次いだ（旅館）

【対象とならないケース】

- ×体調不良や天候不順、設備修繕等の理由により事業活動ができなかった場合
- ×インターネット通信販売のみを行っており、対面でのサービスを提供していない場合

申請に当たっての留意点

申請前に、必ず申請要領等をよく確認してください。

- ・ 白色申告の個人事業者の方は、2021年の対象月の売上と、2020年（2019年）の月平均の売上を比較してください（確定申告書第一表の事業収入金額÷事業月数）。
※同月の売上との比較ではありません。
- ・ 新規開業、事業承継、法人化した場合や確定申告書が提出できない場合については、申請の特例があります。詳しくは申請要領をご覧ください。